

〔平 11.11.16〕
〔基 小 10-3〕

地 方 税 関 係 資 料

目 次

I 地方税総論

1. 地方税体系	1
2. 道府県税の概要	2
3. 市町村税の概要	3
4. 地方税の税率一覧	4
5. 地方財政の借入金残高の状況	6
6. 公債費負担比率が15.0%以上の団体	7
7. 地方税収（地方財政計画ベース）の推移	8
8. 地方税の充実等に関する税制調査会答申	9
9. 道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成9年度決算額）	13
10. 主要税目の税収の推移（地方税）	14
11. 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋地方税）	15
12. 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（地方税）	16
13. 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税 額の指数	17
14. 都道府県及び市町村（規模別）の歳入決算（9年度）の状況	18
15. 地方分権推進計画（抄）	19
15. 国・地方の財源配分（平成9年度）	20
16. 中央・地方政府を合わせた税収・支出純計に占める地方政府の割合	21
17. 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	22
18. 法定外普通税、法定外目的税について	23
19. 法定外普通税の状況	24

II 法人事業税への外形標準課税の導入について

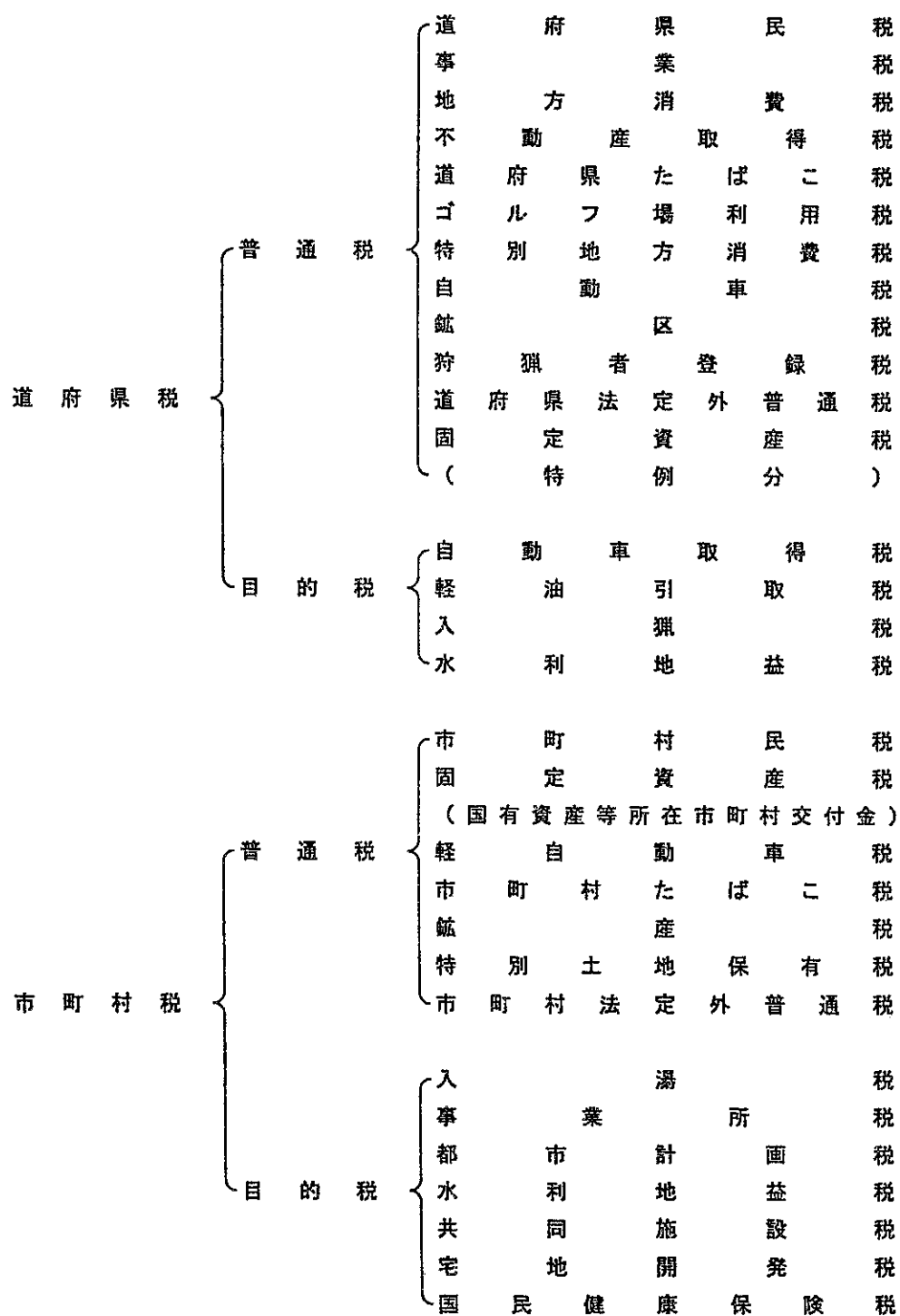
1. 地方法人課税の概要	25
2. 外形標準課税の検討の経緯等について	26
3. 「地方法人課税小委員会報告」のあらまし	27

4.	主要税目の税収の対前年度増減率の推移	28
5.	利益法人及び欠損法人の状況	29
6.	欠損法人の割合の推移	30
7.	各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況	31
8.	外形基準の対前年度増減率の推移	32
9.	全国都道府県知事会議における内閣総理大臣挨拶（抄）	33

Ⅲ 主要税目の概要

1.	個人住民税の概要	34
2.	所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	35
3.	個人住民税所得割の推移（イメージ図）	36
4.	個人住民税の実行税率の推移	37
5.	個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移	38
6.	平成10年度分個人市町村民税の納税義務者の状況	39
7.	地方消費税の概要	40
8.	固定資産税及び都市計画税の概要	41
9.	土地基本法以来の経緯	42
10.	宅地に係る固定資産税の課税のしくみ	43
11.	主要都市における固定資産税収の伸び率の推移（土地）	44
12.	国民所得及び税収総額に対する不動産税（財産税）の割合の国際比較	45
13.	地方公務員の給与水準	46
14.	平成10年度における都道府県・指定都市の給与改定等の状況	47
15.	地方公務員数の状況	48
16.	市町村合併の推進についての政府の取組	49

○ 地方税体系



普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。

2 目的税：特定の費用に充てるために課される税。

○ 道府県税の概要

税 目	納税義務者	課税客体	課 税 標 準	税 率	収入見込額 (平成11年度)
道府県民税 (直)	道府県内に住所を有する個人、道府県内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人) ……………定額課税	個人…1,000円 法人…2万円～80万円	億円 (構成比) 35,989 (24.3)
			所得割(個人)… 前年の所得	2/100, 3/100	
			法人税割(法人)…法人税額	5/100	
			利子割(個人・法人)… 支払を受けるべき利子等の額	5/100	
事業税 (直)	事業を行う個人、法人	個人、法人の行う事業	個人…前年の所得	3/100～5/100	41,562 (28.0)
			法人…所得又は収入金額	所得の場合…5～9.6/100 収入金額の場合…1.3/100	
地方消費税 (間)	譲渡割… 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割… 課税貨物を保税地域から引き取る者	譲渡割… 事業者の行った課税資産の譲渡等 貨物割… 課税貨物	譲渡割… 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した消費税額 貨物割… 課税貨物に係る消費税額	25/100	24,626 (16.6)
不動産取得税 (間)	不動産の取得者	不動産(土地又は家屋)の取得	取得した不動産の価格	4/100 ただし、住宅用に限り 3/100	6,053 (4.1)
道府県たばこ税 (間)	卸売販売業者等	売渡し等に係る製造たばこ	製造たばこの本数	1,000本につき868円(旧3級品は、1,000本につき413円)	2,739 (1.8)
ゴルフ場利用税 (間)	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用		1人1日800円	897 (0.6)
特別地方消費税 (間)	料理店、旅館等を利用する者	飲食、宿泊等	飲食、宿泊等の利用料金	3/100	1,095 (0.7)
自動車税 (直)	自動車の所有者	自動車		例 自家用乗用車 (1,000cc超1,500cc以下) …年額34,500円	17,423 (11.8)
鉱区税 (直)	鉱業権者	鉱区	鉱区の面積	例 砂鉱以外の採掘鉱区 1007-ℓごとに年額400円	4 (0.0)
狩猟者登録税 (直)	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録		3,300円～10,000円	18 (0.0)
固定資産税 (特例分) (直)	大規模の償却資産の所有者	大規模の償却資産	市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額を超える部分の金額	1.4/100	131 (0.1)
自動車取得税 (間)	自動車の取得者	自動車の取得	自動車の取得価額	自家用…5/100 営業用及び軽自動車…3/100	4,673 (3.2)
軽油引取税 (間)	現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者	軽油の引取りで現実の納入を伴うもの	軽油の数量	1klにつき32,100円	12,972 (8.8)
入猟税 (直)	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録		2,200円、6,500円	13 (0.0)
					道府県税計 148,195 (100.0)

(注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税である。

2. 収入見込額(平成11年度)は、平成11年度地方財政計画における収入見込額である。

○ 市町村税の概要

税 目	納税義務者	課税客体	課 税 標 準	税 率	収入見込額 (平成11年度)
市町村民税 (直)	市町村内に住所を有する個人、市町村内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人)…定額課税	個人…2,000円～3,000円 法人…5万円～300万円	億円 (構成比) 83,660 (40.9)
			所得割(個人)…前年の所得	3/100～10/100	
			法人税割(法人)…法人税額	12.3/100	
固定資産税 (直)	固定資産の所有者	固定資産 (土地、家屋、償却資産)	価格	1.4/100	93,652 (45.7)
軽自動車税 (直)	軽自動車等の所有者	軽自動車等		例 4輪以上の自家用軽乗用車 …年額7,200円	1,153 (0.6)
市町村たばこ税(間)	卸売販売業者等	売渡し等に係る製造たばこ	製造たばこの本数	1,000本につき2,668円(旧3級品は1,000本につき1,266円)	8,589 (4.2)
鉱産税 (直)	鉱業者	鉱物の掘採の事業	鉱物の価格	1/100	17 (0.0)
特別土地保有税(直)	土地の所有者又は取得者	土地の保有又は取得	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 3/100	608 (0.3)
入湯税 (間)	入湯客	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客数	1人1日150円	230 (0.1)
事業所税 (直)	事業所等において事業を行う者又は事業所用家屋の建築主	事業又は事業所用家屋の新築、増築	事業 資産割…事業所床面積	1㎡につき600円	3,205 (1.6)
			従業者割…従業者給与総額	0.25/100	
			新增設…新增設事業所床面積	1㎡につき6,000円	
都市計画税 (直)	市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格	0.3/100(制限税率のみ)	13,646 (6.7)
					市町村税計 204,762 (100.0)

(注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税である。

2. 収入見込額(平成11年度)は、平成11年度地方財政計画における収入見込額である。

○ 地方税の税率一覧

(道府県税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
道府県民税			
個人	所得割 標準税率(700万以下 2%) (700万超 3%)	無	9年度までは届出制
均等割	標準税率(1,000円)	無	
法人	法人税割 標準税率(5%)	有(創設時より)(6%)	
均等割	標準税率(2万円~80万円)	無	
利子割	一定税率(5%)	—	
事業税			
個人	標準税率(3~5%)	有(50年度より)(1.1倍)	49年度までは届出制
法人	標準税率 (収入金額課税法人 1.3% 所得金額課税法人 5~9.6%)	有(50年度より)(1.1倍)	49年度までは届出制
地方消費税			
譲渡割	一定税率(25%)	—	
貨物割	一定税率(25%)	—	
不動産取得税	標準税率(4%) (住宅取得:3%)	無	9年度までは届出制
道府県たばこ税	一定税率 (1,000本につき 868円)	—	
ゴルフ場利用税	標準税率 (1人1日につき800円)	有(52年度より)(1,200円)	
特別地方消費税	標準税率(3%)	無	
自動車税	標準税率(定額課税)	有(51年度より)(1.2倍)	
鉱区税	一定税率	—	
狩猟者登録税	一定税率 (10,000円、4,500円、3,300円)	—	
自動車取得税	一定税率 (営業用自動車及び軽自動車 3/100 上記以外のもの 5/100)	—	
軽油引取税	一定税率 (1klにつき32,100円)	—	
入猟税	一定税率 (6,500円、2,200円)	—	
道府県固定資産税	標準税率(1.4%)	無	9年度までは届出制

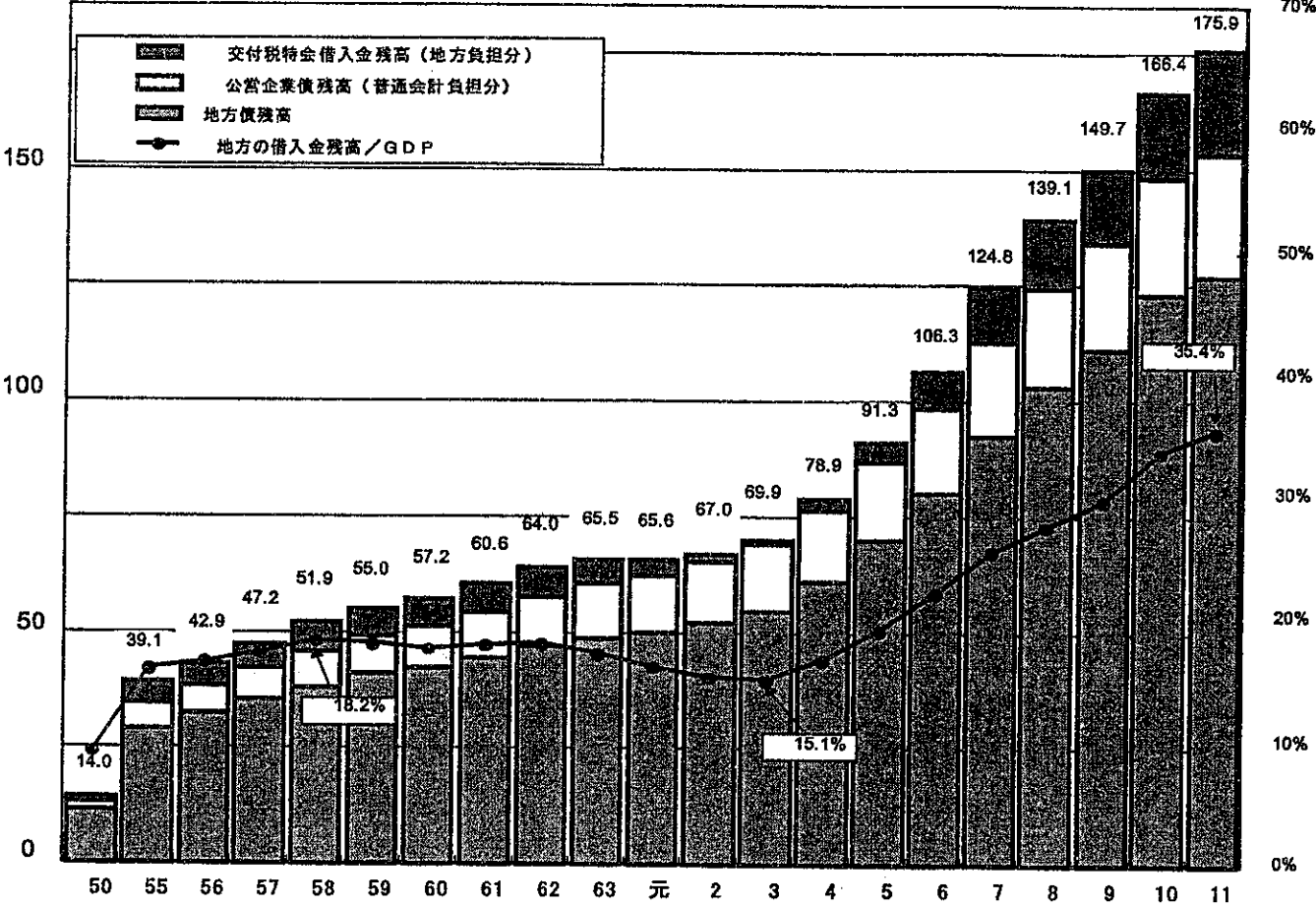
(市町村税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
市 町 村 民 税			
個人 { 所得割	標準税率 (3%、8%、10%)	無	} 9年度までは制限税率有り
個人 { 均等割	標準税率 { 2,000円 2,500円 3,000円 }	無	
法人 { 法人税割	標準税率 (12.3%)	有 (創設時より) (14.7%)	1.7%を超える一定 の場合は議会の手続 が必要
法人 { 均等割	標準税率 (5万円～300万円)	有 (創設時より) (1.2倍)	
固 定 資 産 税	標準税率 (1.4%)	有 (26年度より) (2.1%)	
軽 自 動 車 税	標準税率 (定額課税)	有 (51年度より) (1.2倍)	
市町村たばこ税	一定税率 (1,000本につき 2,434円)	—	
鉱 産 税	標準税率 (1%) (200万円/月以下の場合 0.7%)	有 (創設時より) (1.2%) (200万円/月以下の場合 0.9%)	
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4%) (土地の取得 3%)	—	
入 湯 税	標準税率 (1人1日 150円)	無	
事 業 所 税	一定税率 (例: 賃料 600円/㎡)	—	
都 市 計 画 税	制限税率 (0.3%)	有 (創設時より) (0.3%)	

地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 11 年度末で 176 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.5 倍、106 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 44.7 兆円と 4 割強（42.2%）を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金は 29.3 兆円となっている。

兆円
地方の借入金残高の推移



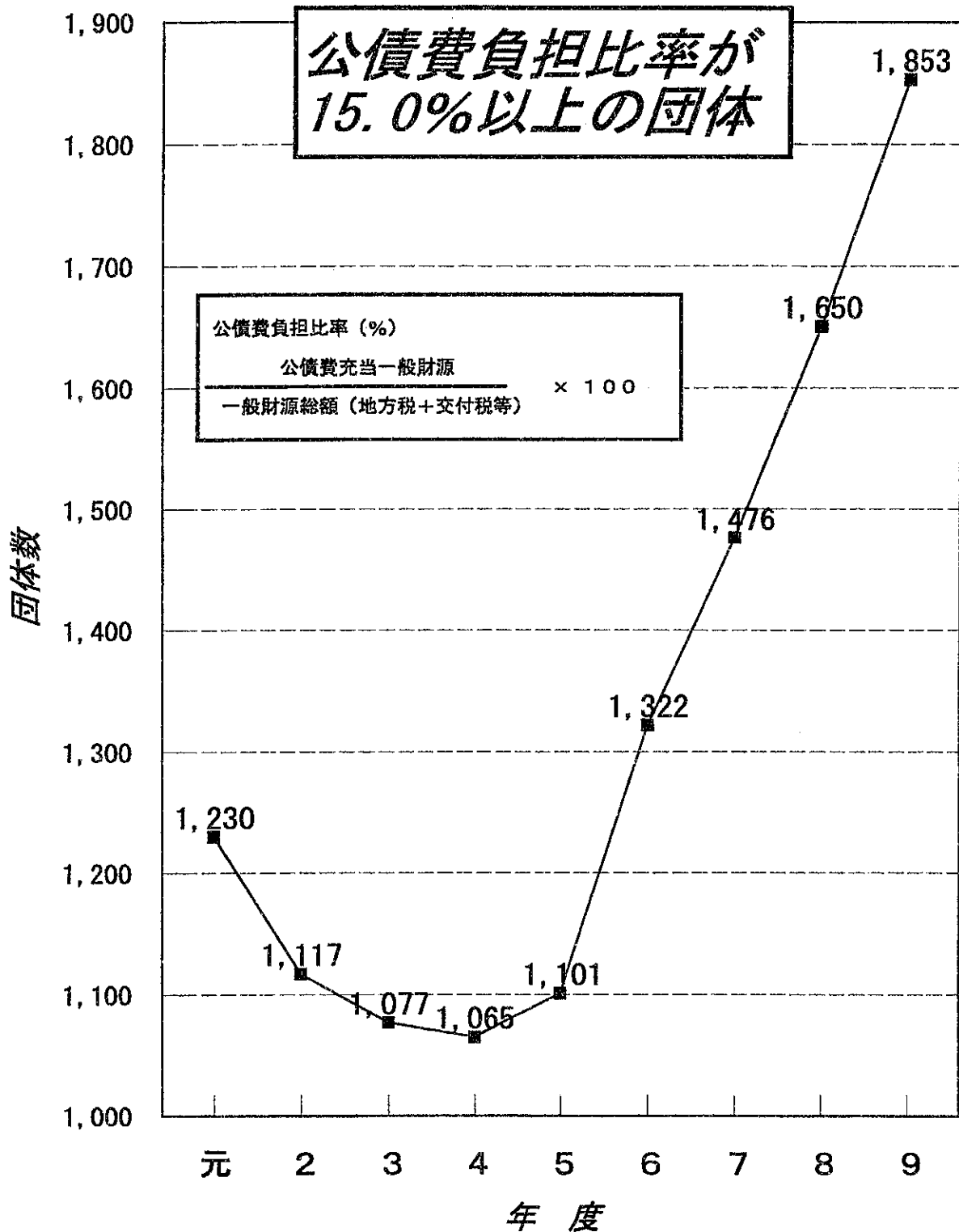
過去における地方財政の健全化措置等の状況(昭和62～平成5年度)

(単位:億円)

	交付税特別会計借入金				財源対策債等償還		特例減額		健全化
	借入額 (補正)	返済額(a) (注)		年度末 残 高	基金措置額 (b)		(c)		措置等計 (a+b+c)
		(当初)	(補正)		(当初)	(補正)	(当初)	(補正)	
昭61	4,502			61,444					
昭62			2,304	59,139					2,304
昭63			11,837	47,302					11,837
平元		11,360	6,096	29,846	9,605	4,406			31,467
平2		14,106	519	15,221	20,753				35,378
平3		9,897	△2,230	6,733	19,460		4,502		31,629
平4	15,682			21,859	11,882		8,500		20,382
平5	16,675			37,956			4,000	△464	3,536
計		53,889			66,106		16,538		136,533

(注)交付税特別会計借入金の返済額(a)は、法定償還額を上回って償還した額を示している。

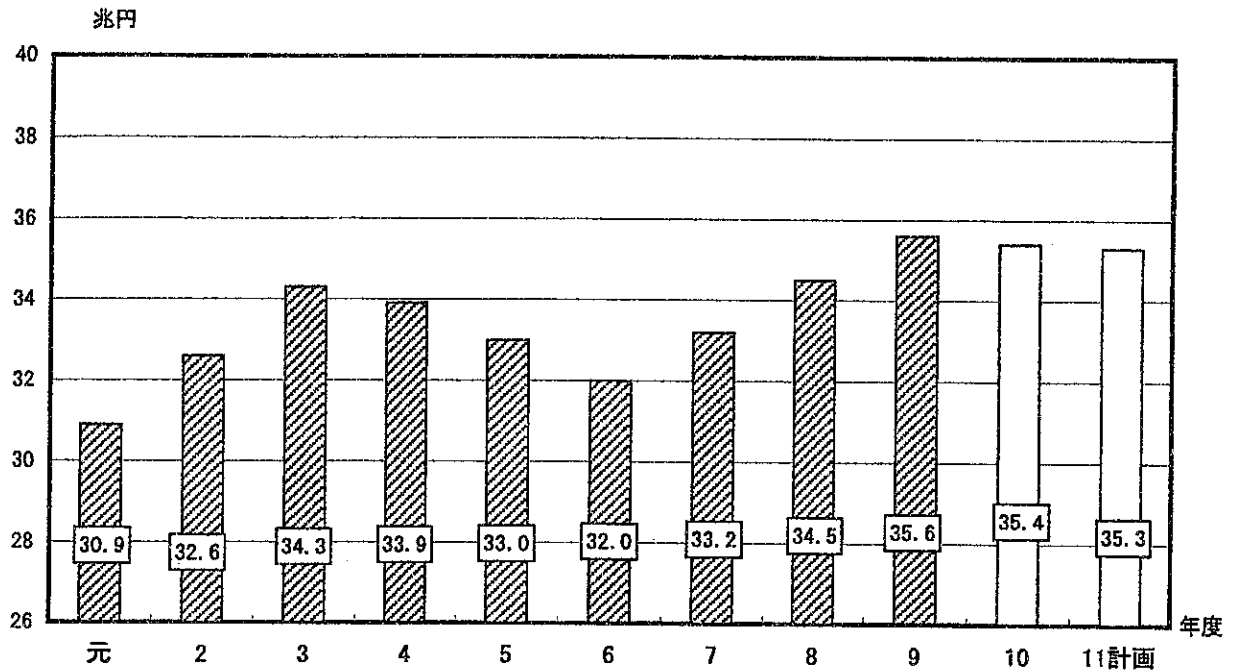
公債費負担比率が 15.0%以上の団体



(注) 平成9年度末時点で地方団体数3,279団体である。

- 公債費負担比率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものであり、一般的には、財政運営上、15%が警戒ラインとされている。

地方税収（地方財政計画ベース）の推移



（参考）地方税収の地方財政計画額と決算額の推移

（単位：億円）

区分 年度	地方財政計画額 A	決算額 B	対前年度増減額	対地財増減額 (B-A)
平成 元	286,461	308,941	(16,596)	22,480
2	307,907	326,111	(17,170)	18,204
3	326,780	343,132	(17,021)	16,352
4	340,240	339,273	(▲ 3,859)	▲ 967
5	345,552	330,470	(▲ 8,803)	▲15,082
6	325,809	320,389	(▲10,081)	▲ 5,420
7	337,639	331,728	(11,339)	▲ 5,911
8	337,815	344,911	(13,183)	7,096
9	370,143	355,945	(11,034)	▲14,198
10	384,752	※ 353,932	(▲ 2,013)	▲30,820
11	352,957			

※ 平成10年度の決算額は、現時点における速報値であり、今後異動を生じることがある。

○ 地方税の充実等に関する税制調査会答申

〈1〉「今後における我が国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申（昭和39年12月）

第8 地方税のあり方

1 地方税の基本的事項

(1) 地方自治は近代民主主義の基盤であり、これを強固にするためには、地方財源を保障し地方財政を強化することによつて、地方行政の遂行を円滑ならしめ、住民の負託にこたえるものにする必要があることはいうまでもないところである。当調査会は、このような見地にたつて、前述した地方税の諸問題の検討を行つた。

(2)～(3) 略

(4) 当調査会は、このような意見について種々の角度から検討を行なつたのであるが、その結果、地方税源の充実を図る必要があると考えた。この場合、国民の税負担の総量をふやしてこれを行なうか、税負担の総量をふやすことなく行なうかについて検討を行なつたが、国民の税負担の現状からみれば、税負担水準のあり方で述べている国民の税負担の総量の範囲内で行なうことが適当であると認めた。したがつて、国と地方団体の行政事務の配分を明確化し、可能な限り国庫補助負担金を整理し、これに伴つて国と地方団体との間の税源配分を通じ、地方一般財源の強化、特に地方独立税を充実することが適当であると認めた。

○○ 〈2〉長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月）

第3 地方税に関する長期税制

1 地方税の充実

(1) 地方税の総量はいかにあるべきか、地方歳入中に占める地方税の割合がどの程度のものであるべきかは、国と地方団体の分担する事務の分量等とも関連し、必ずしも一義的に決めることは困難である。しかし、住民生活に密接した地方行政が地方団体の責任において円滑に行なわれ、住民の付託にこたえることのできるようにするためには、地方行政の遂行に必要な財源は、できる限り住民が地方団体に対して直接負担する地方税によることが望ましい。この点からみて、地方財政についてその健全化、効率化を進める一方、地方税の充実を図る必要があると考えられる。

〈3〉長期税制のあり方についての答申（昭和46年8月）

第三 地方税

一 地方税のあり方

(1) 地方自治は近代民主主義の基盤であり、これを強固にするためには地方財源を強化充実し、地方行政の遂行を円滑ならしめ、地域住民の要求にこたえるものにする必要があることはいうまでもない。その場合、地域住民が自ら負担する税金をもつて自らの住みよい地域社会を築いてゆくことが「地方自治」の基本であろう。しかし、最近の社会経済の大幅な変動により、地域間の経済基盤の格差は拡大して税源の偏在が著しくなっている反面、地域住民のナショナル・ミニマムに対する要求が強く、また地域間における税負担の等しきを望む現状を考慮すれば、すべての地方団体が地方税のみで所要の財源を充足することが困難になつてきていることも事実であり、そこ

に地方交付税等財源の調整ないし保障のための制度の必要性が認められるのである。
したがって、地方自治の観点から考えれば、地方財源はできる限り住民が地方団体に対して直接負担する税によつて充足するという基本的態度をとりつつ、現実に生ずる税源の偏在による財政力の格差については、財源の調整ないし保障のための制度の活用によつて調整することとすべきであろう。

＜４＞ 財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申（昭和５５年
１１月）

第一 基本的考え方

５ 税負担の見直しと地方税源のあり方

- (7) 地方税源のあり方については、地方団体の歳入中に占める地方税収入の割合は低く、特に市町村においてはその割合が毎年低下傾向にあることにもかんがみ、地方税の充実に図ることが必要であり、この場合、基礎的自治団体である市町村の税源の充実に
ついては重点的に配慮すべきであるが、一方、税源偏在の問題もあるので、地方財源は、できる限り地方税によつて充足するという基本的態度をとりつつ、財源調整制度の活用によつて調整することも必要である。

＜５＞ 今後の税制のあり方についての答申（昭和５８年１１月）

第一 基本的考え方

４ 歳入構造の見直しの必要性

- (6) 地方税については、その地方歳入中に占める割合が依然として低いうえに、近年国税と同様に、その伸率が低下してきている等の状況にある。今後、社会経済情勢の変化に対応してその見直しを図る必要があるが、この場合、我が国社会の人口の高齢化、自由時間の増大、国民の価値観の多様化などの社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、地域の特性や、多様性を生かし、創意工夫をこらした地方行政の活性化を図ることが不可欠である。

そのためには、地方団体が自主的にこのような多様な行政需要に適切に対応するとともに、受益と負担との対応関係を明確にすることにより住民の行政への理解と関心を深め、ひいては地方行政の効率化にも資することとなるよう、地方税の充実に図ることが必要であり、特に、基礎的自治体である市町村の税源の充実に配慮する必要がある。この場合、地域的な税源の偏在もあるので、地方財源はできるだけ地方税により充足するという基本的態度をとりつつ、財源調整制度の活用によつて調整することも必要である。

５ 今後の税体系のあり方

- (6) なお、地方税については、地方自治の観点を踏まえ、それが三千数百の個々の独立した地方団体における住民生活に密着した行政需要を賄うための財源であること、地方行政サービスの受益に対応する応益的負担を重視すべきであること等に配慮しつつ、検討することが適当である。

＜６＞ 今後の税制のあり方についての答申（平成５年１１月）

第一 基本的考え方

４ 地方税のあり方

(1) 地方税の意義

- ① 国民の税負担のあり方やその負担水準に関わる問題としては、国税・地方税をあわせて総合的に検討し、我が国の税制全体としての整合性に配慮する必要があるが、他方、地方税のあり方を検討するに当たっては、併せて、それが国とは別の3,200余の個々の独立した地方団体における住民生活に密着した行政需要を賄うための財源を確保するものであること、我が国の地方自治のあり方に深く関わっていることなど、地方税独自の要素を十分踏まえる必要がある。
- ② 住民生活に密着した地方行政が地方団体とその住民の責任において円滑に行われ、住民の付託にこたえられるようにするためには、納税者が身近なところで税を納め、それがどう使われているのかを監視していくということが重要である。このことが、住民の行政への理解と関心を深め、また受益と負担の意識を高めることとなると考えられるからである。こうした意味において、地方税は、我が国地方自治の基盤であることを強調しておきたい。
- ③ 先般も衆参両議院で地方分権の推進に関する決議がなされ、また臨時行政改革推進審議会の最終答申において地方分権の推進と地方自治の確立を政府に求めるなど、国・地方の関係を見直し、地方分権を推進することは今や時代の大きな要請となっている。この意味からも、今後とも地方税の充実確保を図る必要がある。
- ④ なお、国・地方の税財源配分のあり方は、国・地方を通じる行政事務配分や財政制度全体のあり方等広範な問題とも深い関連を有しているものであり、現行制度の枠組みを基本としてその審議を進めたが、地方分権の進展に伴い、今後、国・地方の事務配分の見直しが行われる場合には、それに対応した地方税制の見直しも行う必要がある。

〈7〉税制改革についての答申（平成6年6月）

第五 地方税源の充実

1. 地方税源のあり方

- (1) 地方分権を推進していくことは、時代の要請であり、地方団体が地方自治の本旨に従い、より自主的に活動していくよう努めねばならず、特に高齢化社会の進展とともに、地域福祉の担い手である地方団体において、地方税源の充実確保が必要であり、また、身近なところで税を納め、その用途をチェックすることの意義については、当調査会の意見の一致を見たところである。

国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は、約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税比率は約3分の1となっている。この乖離の存在により、住民の受益と負担との不一致が生じ、住民の自治意識の涵養が妨げられているという面があるとの指摘がある。地方分権を推進し、地方の自主財源を充実させるためにも、今後、地方団体間の税収格差の拡大の可能性については認めつつ、この乖離を縮小する方向で地方税の充実確保を図ることが必要であると考え。特に個人住民税の軽減を行っていく場合には、その補填財源として地方の自主税源が確保されなければ、その乖離は更に拡大することになるため、速やかに対応すべきであるとの意見があった。

また、都道府県は、法人所得課税に偏った不安定な税収構造となっており、今般の景気後退によって都道府県財政は大きな影響を被っている。地方の税制改革を進めて行く上では、この不安定な構造を是正することも併せ望まれている。

〈8〉「これからの税制を考える」

—経済社会の構造変化に臨んで— (平成9年1月)

第一 社会を支えるコストをどのように負担していくのか

3 行財政改革の推進と国民の選択

(4) 地方分権の推進

行財政改革の流れと併せ、国と地方の役割を見直し、地方分権を進めていくことも重要です。地方分権の推進に伴い、国と地方の役割分担に応じて地方財政基盤を充実する必要がありますが、現時点においても地方の財政事情は、国と同様きわめて厳しい状態です。地方公共団体においても、行財政改革を一層推進し、その健全化・効率化を図っていくことが重要です。

そして、地方の行財政改革に当たっては、住民に対してその実施状況を公表するなど、住民とともに進めていくことが求められています。また、監査機能の強化も必要です。

このように地方行革を行いながら地方分権を進めていかなければならないのですが、そのためにも、課税自主権のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図り、税源の偏在が少なく税収の安定した地方税体系の構築を目指していくことが必要です。この場合、行財政改革への努力や行政サービス水準を改善することに対するインセンティブという観点も大切です。

なお、市町村の行財政基盤の強化を図るため、合併についても積極的に取り組んでいくことが求められます。

〈9〉平成11年度の税制改正に関する答申 (平成10年12月)

三 今後の検討課題・抜本的見直し

7 地方分権の推進と地方税

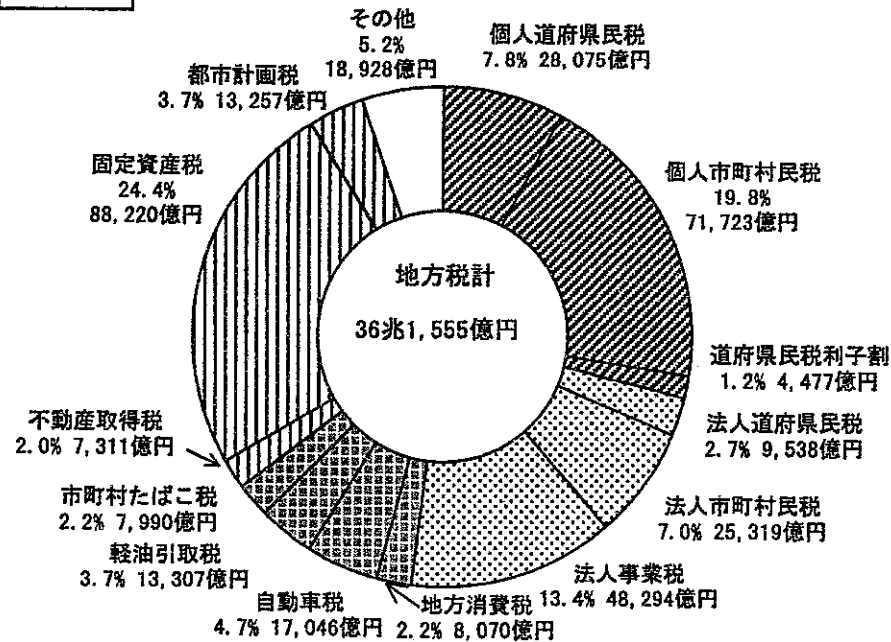
地方分権の推進に当たっては、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図っていくことが必要です。また、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、税源の偏在性が少なく、税収が安定した地方税体系を構築していくことが必要です。

その際、地方公共団体においては、自ら強い自覚をもって徹底した行財政改革を推進するとともに、市町村合併や広域行政の推進についても積極的に取り組んでいくことが強く求められます。

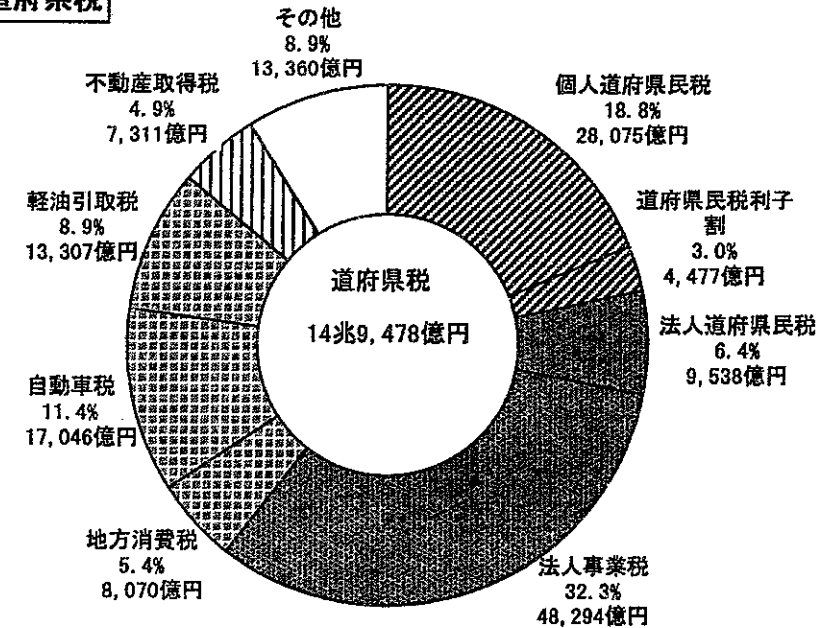
地方分権を推進する際、地方公共団体の課税自主権を一層拡充することも重要です。地方公共団体がその課税権に基づき、住民の代表により構成される議会によって制定された税条例をもとに、自ら地方税を賦課徴収し、その財源によって住民に行政サービスを提供していくことは地方自治の原点です。地方税の充実確保が図られ、地方公共団体の行政サービスと住民の地方税負担との関係がより明確になることにより、地方公共団体の財政面における自己決定権や自己責任が増していくこととなります。したがって、地方公共団体の課税自主権を一層拡充していくとともに、各地方公共団体が住民の意向を踏まえつつ、自らの判断と責任において、その行政サービスと地方税負担のあり方を決定できるよう、国と地方の間の行財政システムの改革を進めていくことが必要です。

道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成9年度決算額)

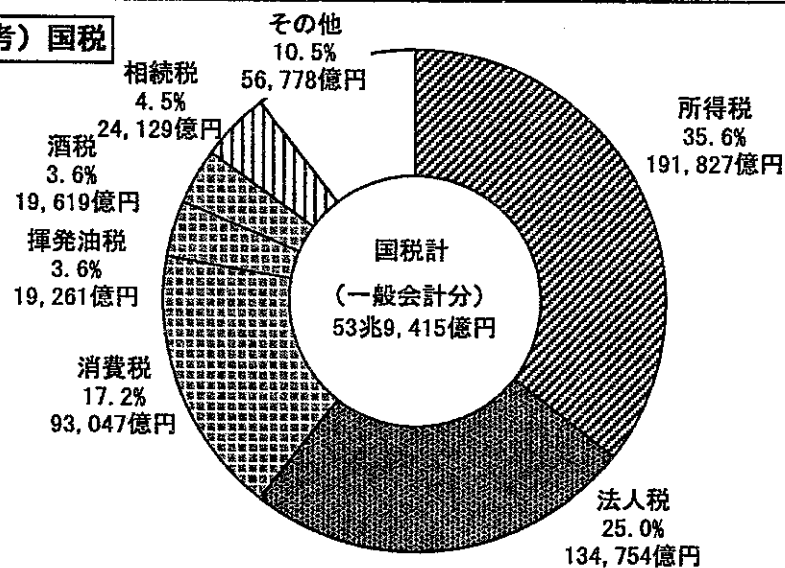
地方税計



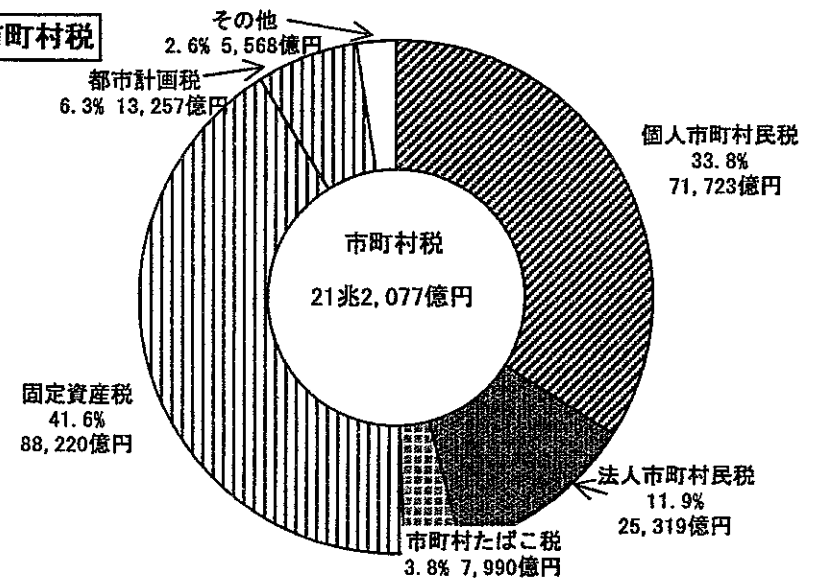
道府県税



(参考) 国税



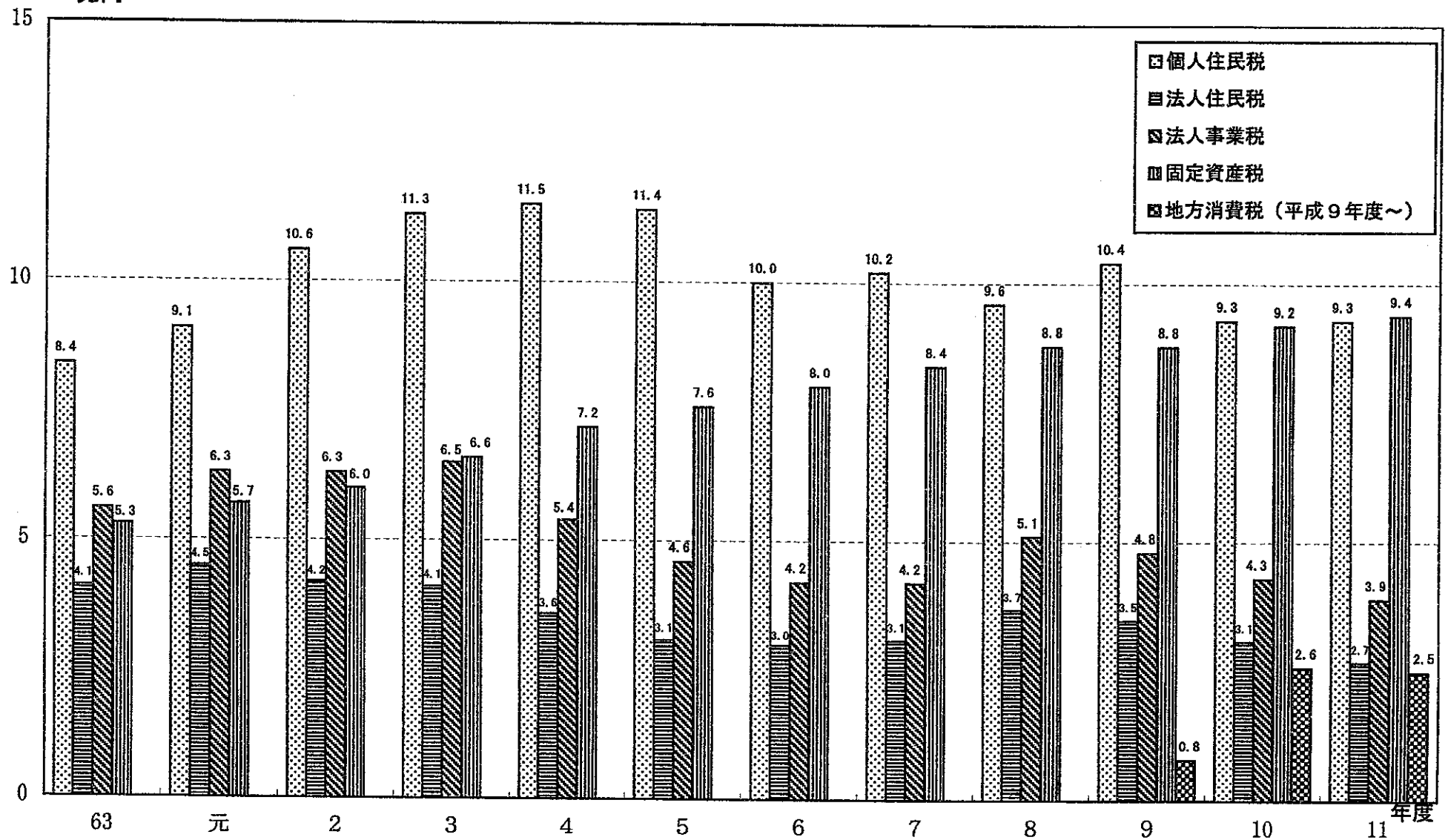
市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

主要税目の税収の推移（地方税）

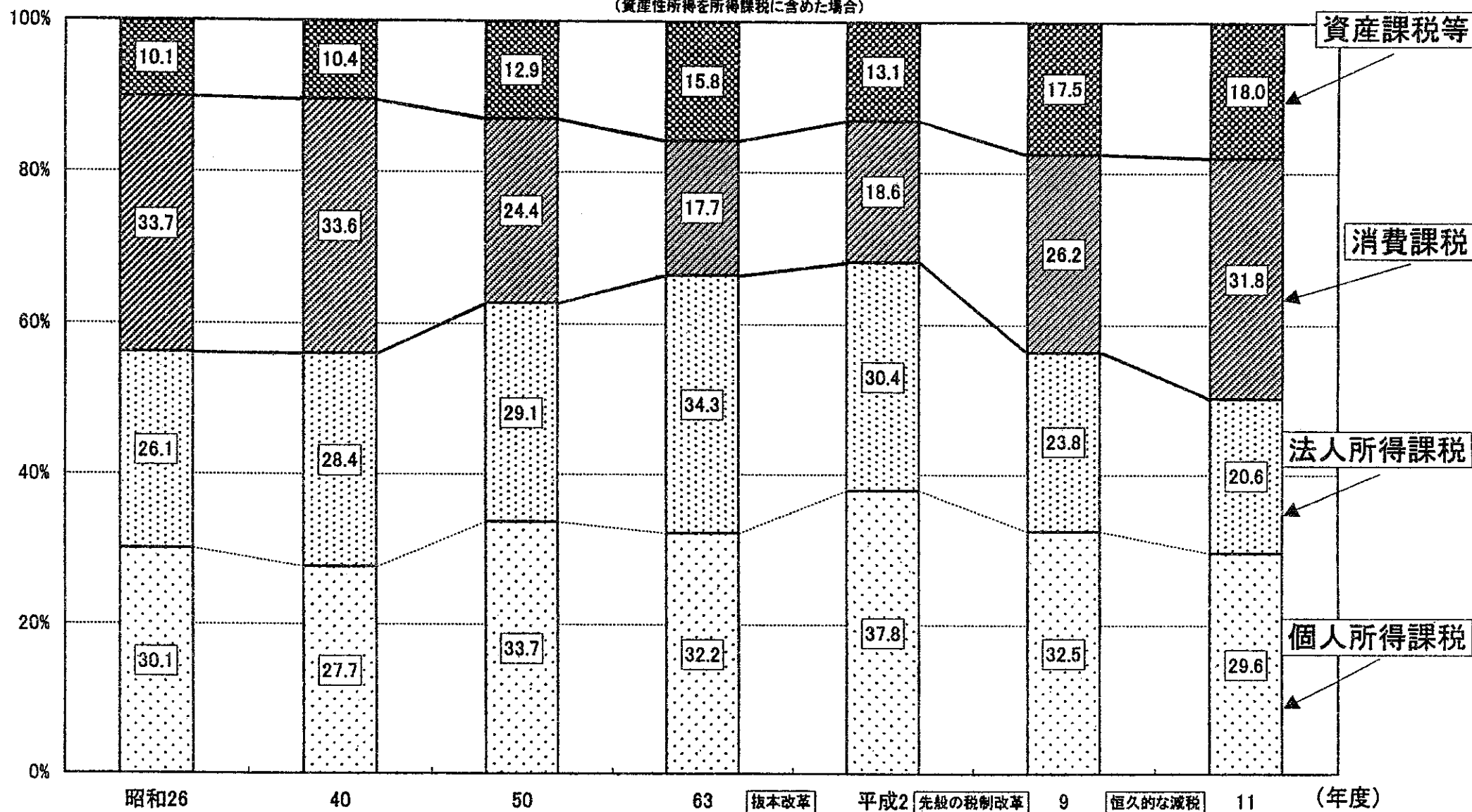
兆円



(注) 1 平成9年度までは決算額、10年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、11年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)

(資産性所得を所得課税に含めた場合)



(注)平成9年度までは決算額、平成11年度については当初予算額による。